

業務指示書

インドネシア国国際競争力の高い産業振興の可能性と課題にかかる情報収集・確認 調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年2月1日 12:00まで

問合せ先：調達部 契約第二課 竹田 圭宏 Takeda.Yoshihiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年2月6日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(O) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(O) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 拡張の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「拡張」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：産業振興、産業開発に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／グローバルサプライチェーン）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：マクロ経済分析、産業分析に係る業務

2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 産業政策（貿易・投資政策含む）】

1) 類似業務の経験：産業政策立案、産業振興、産業開発に係る業務

2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 国内産業分析】

- 1) 類似業務の経験：産業分析に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

(1) 提出期限：2017年2月10日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部

見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IDR1 = 0.008745 円 , US\$1 = 117.382 円 , EUR1 = 122.707 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プrezentationは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 2月22日(水) 14:30～17:30

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）2F 226会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／グローバルサプライチェーン
産業政策（貿易・投資政策含む）
国内産業分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

18.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年2月28日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

（URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

（URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html）

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
インドネシア国国際競争力の高い産業振興の可能性と課題にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／グローバルサプライチェーン	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	—	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 産業政策（貿易・投資政策含む）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 国内産業分析	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	9.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

インドネシアは1997年の通貨経済危機以降、経済・財政の構造改革を進めた結果、2007年以降は概ね6%を超える経済成長率を実現している。また、2億人を超える人口を抱え、中所得者層の増加に伴い、消費市場としても注目が集まっている。

インドネシア政府としても、堅調な経済成長を基に2025年迄に高所得国への仲間入りを果たすことを目指しているが、現在の一人当たりGNIは3,630ドル（2014年）であり、高所得国入りを果たすには更なる経済成長の達成が必要である。成長の質の向上や加速化を図るには、インフラ整備、投資環境整備及び国際競争力の強化、産業・人材の高度化による生産性向上を進めていくことが不可欠である。産業構造では依然未発達な裾野産業の振興や高付加価値製品開発、高度先端技術開発などに向けた取組みの強化が必要とされる。中でも製造業は経済発展を遂げるための成長要因として、インドネシアの国家開発中期計画や産業開発政策においても重点産業に位置付けられ、競争力・生産性の改善が重要視されている。

インドネシア産業開発政策等、国家長期開発計画（2005～2025年）、5ヵ年毎の国家中期開発計画においても、製造業は重点産業に位置付けられ、競争力・生産性の改善が重要視されている。しかしながら、近年のインドネシアの産業関係の指標をみると、国際競争力や機械5品目の世界輸出に占める割合共に低下傾向にある。また生産性に関しても、上昇は見られるが他のアジア諸国の高度成長期に比べるとインドネシアの変化は緩慢である。

インドネシアを取り巻く環境の変化として、2015年12月31日にASEAN経済共同体（以下、「AEC」）が発足し、自由貿易協定（以下、「FTA」）締結が増加しているなど、地域統合や貿易自由化が進み、東南アジア域内の産業構造と企業の立地戦略が変化しつつある。このような中でインドネシアは堅調な経済状況、人口ボーナスを背景に、日本を含むアジア周辺国の産業展開候補地としての戦略的位置付けを更に高めていくことが期待される。

前述の通り、インドネシアが経済成長を加速化させるためには、製造業の競争力・生産性向上にフォーカスを当て、産業構造を高度化する必要がある。

そのため、本調査ではインドネシアにおける産業開発動向に係る情報収集・整理を行うと共に、特にASEAN地域の国際分業分析を通して今後優先的に重視すべき産業工程（企画設計、加工、部品製造、組立、検査までの生産工程）を抽出する。また、これら候補産業・工程の競争力、生産性を強化するための、対象地域における政策・制度・インフラ・人材面のニーズ・課題を分析した上で、インドネシア政府の関係機関に対して中長期的な協力プログラム（10年を想定）の方向性を提案し、協力のコンセプト（案）の検討・提案を行う。

2. 業務の目的

今後JICAがインドネシアの産業振興分野において協力を実施するにあたって、印度ネ

シアの産業振興（特に製造業）分野における開発課題を分析・整理するとともに、これまでの JICA の協力実績を踏まえた中長期的な協力プログラム（案）を検討・提案することを主たる目的とする。

- (1) JICA による産業振興・輸出振興・投資促進分野における過去の開発協力の成果や課題の把握を目的とする情報収集を行う。また、同分野における諸外国からの支援の動向についても情報収集・整理を行う。
- (2) グローバル経済の動向、インドネシア政府の中・長期開発政策・計画における産業（特に製造業）の位置づけ、経済政策パッケージ等の政策、計画・開発プログラムの実施状況、経済状況・産業動向、産業人材育成、産業拠点及びインフラ整備の現状等を包括的に収集・分析し、インドネシア経済状況・産業動向の整理、及び今後経済発展を進める上での課題の抽出を行う。
- (3) インドネシアの中期的成長をけん引する代表的産業において、産業構造と国際分業分析（日本企業を含む関連企業の事業戦略分析を含む）を行い、今後振興可能性のある競争力を強化すべきセグメントと発展を阻害する要因を明らかにする。
- (4) 上記を纏め、今後の更なる産業振興を推進するための、JICA としての中長期的な協力プログラム（10 年を想定）の方向性を提案し、具体的な協力のコンセプト（案）の検討・提案を行う。
- (5) 本調査の過程でインドネシア側と複数回にわたり産業対話をを行い、今後の更なる産業振興を推進する上での協力（案）として纏める。

3. 対象地域

インドネシア全域

4. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) インドネシア政府側協力機関

本調査の主要協力先は国家開発企画庁（BAPPENAS）とする。なお、本調査を実施する上では上記以外の政府機関も情報収集先とする。

(2) 調査スコープについて

① 調査対象とする産業としては、インドネシア政府の関心でもある製造業を対象とする。具体的には、工業省の産業開発戦略 2015-2019 で重要産業と特定

されている3産業（食品、輸送機器、電気・電子）とする。これらの産業は対GDP比シェア、成長率、付加価値額、輸出に占める割合、雇用創出効果等を踏まえて、インドネシアの特徴的産業として特定したものであるが、対象産業として代替案がある場合は、プロポーザルにて提案すること。なお、後述の通り対象産業においてはサプライチェーン及びバリューチェーンの分析や企業間ネットワーク分析等より詳細な調査を行うため、対象産業の数としては3産業を上限とする。

- ② インドネシアが国際的企業間ネットワークの中で果たす役割、その特徴の分析のため、「企業間ネットワークに関する統計的実証分析」を行うが、本業務では情報・データの整理・収集までを行うこととし、分析については本調査とは別にJICAが進めている有識者との協力において、実施することを想定している。本業務では、当該有識者と調整の上、アンケート及び面談により必要な情報・データの整理・収集のみを行うこととし、当該業務については現地再委託を認め、調査費用としては2,000万円を計上すること。なお、収集が必要な情報・データとしては以下が想定されるが、仕様書（データ収集項目・質問票）は業務開始後の有識者との協議及びインドネシア企業の情報開示姿勢を踏まえた情報・データ収集の現実性を踏まえて確定し、業務を追加する場合にはコンサルタントと協議のうえ、契約変更により対応する。情報・データ収集先は対象産業のサプライチェーンの工程を可能な限り網羅することが望ましい。また、収集された情報・データは第二次調査④「国際分業体制に参画できる可能性が高い産業工程の抽出」にも活用することが想定されるため、仕様書作成の際は、同分析に必要な調査項目も併せて含めるよう調整すること。

【情報収集想定項目】

- ・対象産業に関する企業の企業情報（役員・従業員数、賃金レベル等）
- ・財務情報（資本金、株式保有、製品種類、生産量、市場シェア、コスト内訳、使用エネルギー、輸出入額、付加価値額、在庫数等）
- ・取引データ（取引企業、取引量、取扱品等）
- ・原材料（購買内容・量、仕入れ先等）

(3) 日本企業との連携

インドネシアに進出している対象産業の関連日系企業・業界団体、日本貿易振興機構（以下、「JETRO」）や商工会議所等から幅広くニーズの聞き取りや意見交換を行い、調査結果に反映すること。

(4) 産業対話

本調査では調査の過程で情報収集・分析結果をインドネシア政府に JICAと共に報告するとともに、国内外の有識者と連携のうえ、同調査・分析結果に基づく包括的な議論を行うための産業対話を複数回実施する予定である（有識者による分析結果は有識者による報告を行うことを想定している）。実施回数・時期については下記 6. 業務内容に記載しているが、調査の進捗状況を踏まえて JICAと相談の上、決定する。実施回数を追加する場合にはコンサルタントと協議のうえ、契約変更により対応する。

本業務においては、JICAと協力の上、産業対話実施のための調整（ロジ手配等）、産業対話の方向性・内容の検討に必要となる情報の整理、国内・海外の有識者からの助言の取りまとめ、産業対話に必要な資料作成・印刷・発表、議事録作成、その他会場手配等の必要作業も行うものとする。産業対話実施に必要な費用も見積もりに含むこと。（計 4 回、規模は 50 名程度）

(5) 外部有識者との連携

調査の進捗に応じて重要なポイントで、調査進捗報告会の開催を通じて、本調査の実施方向性について複数の外部有識者から助言を得た上で調査を進めることを想定している。また、外部有識者はインドネシア関係者との協議を行う産業対話へ参加のため現地渡航をする予定である。日本国内の有識者の特定・調整、現地渡航（派遣手続き等）の手続きは JICAが行う。コンサルタントはインドネシア側の有識者（インドネシア商工会議所（KADIN）、インドネシア日本友好協会 等）について JICAと相談しながら特定するとともに、必要な調整を行う。また、国内外の有識者の参加が予定される調査進捗報告会や産業対話が円滑に進むように調整（ロジ手配）を支援する。

6. 業務の内容

上記「5. 調査実施上の留意点」を踏まえつつ、以下を基本とする調査を実施する。ただし、受注者は、国内作業及び現地作業について、効果的・効率的な調査方法・スケジュールをプロポーザルにて提案を行う。

(1) 事前準備及びインセプション・レポートの説明・協議

- ① インドネシアの開発政策、中長期目標、経済政策パッケージ、産業振興・投資促進に関する実施中の開発プログラム、金融政策等に関する既存の関連資料・情報データの整理・分析を行う。
- ② 各種公表資料等を通じたグローバル経済の現状及びインドネシアの経済状況、産業動向（マクロ経済関連指標など）の整理・分析を行う。
- ③ バリューチェーン分析を行う有識者との協議を行い、収集が必要なデータ・

分析について整理する。

- ④ 業務実施に関する基本方針、分析方法・項目、実施体制等の詳細を検討する。
- ⑤ 以上を取りまとめた上で、インセプション・レポート（和文・英文）の作成及びJICAへの提出・説明を行う。
- ⑥ 第一次調査に向けた事前打ち合わせ、対処方針会議等に出席する。

(2) 第一次調査

- ① 産業対話を実施し、インセプション・レポートについて、インドネシア政府と協議を行う。また、産業対話において、本調査に関連するテーマについて、各テーマに精通した日本側有識者からの発表を行うことを想定している。
- ② 対象 3 産業に関する産業振興・投資促進に関する国家開発計画等の上位計画や、関連分野に係る政策、計画・開発プログラム、法制度、実施体制・能力、調査結果等について、以下を含めてレビューと情報収集を総合的に行い、現状及び課題の分析を行う。
 - ・ 産業振興・投資促進に関する開発政策、開発計画、産業振興政策、投資促進政策、その他既存の政策
 - ・ 制度・規制・優遇制度
 - 経済特区、工業団地形成に関する法制度、その他関連法制度
 - 投資・外資参入に関わる法制度・規制・優遇制度
 - 金融制度
 - ・ 産業振興・投資促進に欠かせないインフラ整備や産業拠点整備、地域開発・都市開発に関する政策及び計画
- ③ 対象 3 産業の概観について、以下について現地調査・資料収集を行い、産業の現状・課題について分析を行う。
 - 主要産業の規模
 - 主要産業の市場規模、付加価値生産額、生産額（量）、輸出輸入額（量）、成長率、生産性、国際競争力、外国・内国投資等
 - 主要産業の国内外の市場・ニーズ調査に関する情報分析を通じた市場動向の把握
 - 主要産業における外資企業の分布と内訳
 - 日系含む外資企業の進出状況、産業種類内訳と産業内工程
 - 主要産業の集積地における社会基盤インフラの現状
 - 道路・鉄道・港湾・空港等、運輸交通・物流（整備稼働状況）
 - 産業人材（学校教育、産業教育）の現状
 - 労働者市場、人材育成体制
- ④ JICA が過去に実施した投資促進・産業振興・輸出振興分野における実施済・

実施中プロジェクトの成果および課題についてレビューを行い、成果および課題の整理を行う。成果および課題のレビューに際しては、それらの要因分析（手法、投入、タイミング、カウンターパートのオーナーシップ等）、他案件への拡大可能性をその理由と共に整理する。なお、対象分野・案件（案）は以下の通りとするがこれらに限定するものではなく、他の分野・案件を分析対象とすることも可能とする。対象分野・案件（案）について代替案がある場合にはプロポーザルにおいて記載すること。

【中小企業育成・裾野産業育成】

- 産業セクター振興開発調査（1990-1991）
- 工業分野（裾野産業）振興開発計画調査（1996-1997）
- 鋳造技術分野裾野産業育成計画終了時評価調査報告書（1999-2004）
- 中小企業クラスター機能強化計画調査（2004）
- 中小企業人材育成支援プロジェクト（2005-2008）
- 中小工業振興開発調査（2008）
- 南スラウェシ州地場産業振興支援（地域資源を活用した）プロジェクト（2009-2012）
- 溶接技術向上プロジェクト（2010-2012）
- 製造業要素技術・基幹産業開発（電気電子）（2010-2012）
- 中小企業クラスター振興計画調査（2008-2011）
- 中小企業振興サービスのデリバリー改善プロジェクト（2013-2016）
- インドネシア建機裾野産業金属加工能力強化プロジェクト（2014-2017）

【貿易投資促進】

- 貿易セクター人材育成計画（1997-2001）
- 輸出振興機関の機能強化開発調査（2007-2008）
- 輸出振興庁機能改善プロジェクト（2010-2015）
- 貿易手続行政改善プロジェクト（2006-2008）
- インドネシア地方貿易研修・振興センタープロジェクト（2002-2006）
- 日イ経済連携協定活用強化プロジェクト（2010-2014）
- アジア地域ベトナム及びインドネシア工業団地への本邦中堅・中小企業進出支援に係る基礎情報収集・確認調査（2012）

⑤ 他ドナーの支援内容に関する情報収集・整理

他ドナーがインドネシアで支援している、投資促進・産業振興・輸出振興分野における実施済・実施中プロジェクトの成果および課題についてレビューを行い、成果および課題の整理を行う。

⑥ 産業人材育成分野に係る現状と課題の確認・分析

国家開発政策・戦略や産業振興に関する各種政策・戦略をレビューした上で、教育文化省、研究技術・高等教育省、労働移住省、工業省等の行政機関へのヒアリングや文献調査を通じ、現在の産業人材育成政策や戦略の確認、及び制度面、組織面、人材面等での課題確認・分析を行う。

加えて、技術教育を行う育成機関（職業訓練所、職業高校、職業専門学校（ポリテック）、大学機関へのヒアリングや文献調査を通じた設置学科、生徒数及びそのトレンド、卒業生の進路、教員数と質等に関するヒアリングを行い、カリキュラム面、設備面、組織面、就職指導における課題の確認・分析を行う。

また、最近では、日系企業を含む民間企業や業界団体が産業人材育成において重要な役割を担っていることも踏まえ、これらの具体的な取組みについて網羅する。

なお、産業人材という場合、技術人材のみならず、経営人材を含むことに留意する。

⑦ 國際分業の可能性が高い産業工程の抽出の分析に関するデータの収集

5. (2) ②に記載の通り、分析に必要な情報・データの整理・収集を行う。

⑧ プログレス・レポート（案）の作成・説明

上記までの調査結果と下記(3)の対応方針についてプログレス・レポート（案）としてとりまとめ、カウンターパート機関に説明・協議を行ったうえで、必要に応じて内容を見直し、了解を得る。

⑨ 中間報告会の開催

プログレス・レポート（和・英文）の内容について、中間報告会を開催し、JICA及び外部有識者に対して説明、意見交換を行う。

- インドネシア経済状況・産業動向の現状、課題の整理
- 産業振興・投資促進に関する国家開発計画や、経済政策パッケージ等の政策、計画・開発プログラムの実施状況、課題の整理
- 対象産業における基礎情報の整理、直面する課題の整理
- 産業人材育成分野に係る現状と課題の確認・分析
- JICAによる過去の支援のレビューを踏まえた、我が国による支援が有効かつ妥当な課題の選択

(3) 第二次調査

① 産業対話を実施し、第一次調査の結果についてインドネシア政府と協議を行う。

② 個別産業の分業構造の分析

対象3産業について以下の項目 (a) ~ (c) を踏まえて産業構造の整理・分析を行う。

(a) 現在の国際分業体制の潮流

グローバル経済の動向を踏まえ、現在の国際分業体制の状況、ASEANが担っている役割・位置付を地域性や産業特性から概観し、ASEAN各国（主にマレーシア・タイ・フィリピン・ベトナム・インドネシア）が担う役割とその特徴について比較を行う。

(b) 既存進出拠点の主要な選定理由・背景

受入国側の市場規模、税制・政策、インフラ整備状況、進出インセンティブ、人材、コスト、サプライヤー立地、等の進出決定要因を抽出し、立地有望国の考え方や今後の方向性を分析する。

(c) 今後の拠点立地の可能性・展望

FTA・AEC進展や産業トレンドの変化の中で、サプライチェーン及びバリューチェーン構造や立地ポテンシャルの変化を調査し、今後の産業拠点立地の傾向を分析する。分析の際には、日本企業を含め、対象産業に関連する企業の事業戦略も踏まえて分析を行う。

③ 国際分業体制に参画できる可能性が高い産業工程の抽出

収集した情報を踏まえ、対象産業のサプライチェーン及びバリューチェーンの工程のうち、インドネシアへの新規・追加の立地可能性がある産業工程を抽出する。具体的には、対象産業についてそれぞれ、サプライチェーンおよびバリューチェーンの流れごとに簡単に構造分解を行い、各工程において必要とされる投資規模や特性を鑑みて国際分業の可能性（工程を切り離してインドネシアに機能分業させることができかどうか）を以下の点を踏まえて検討する。

なお、ここで示すサプライチェーンとは「素材・材料→部品→最終製品」等の製造上の流れを指し、バリューチェーンとは「研究開発→生産（第1次加工、第2次加工等）→販売→メンテナンス」等の機能上の流れを指すものとする。

(a) 統計データの分析

当該産業に関する各国貿易統計、OECD-WTO付加価値貿易統計(TIVA)、国際貿易統計、各国産業連関表、国際産業連関表等

(b) 関連企業の事業戦略や経営・取引状況などの分析

グローバル立地戦略や経営・取引状況、インドネシア国内での経営戦略や

経営・取引状況などについて、日本の本社や現地法人などに対して、アンケート調査やヒアリング調査を実施する。また、各企業が抱えている経営上の課題や政府への要望についても分析・整理を行う。

(c) 産業政策や事業環境の分析

当該産業部品の関税率、安全・環境規制、国内税制（外資参入に関わる規制を含む）、政府補助金、市場規模（販売台数）、販売傾向、物流インフラ整備状況と物流コスト、産業人材育成機関の状況、各種ビジネスコストなど、インドネシア政府の政策や事業環境などについて分析する。

(d) ASEAN 主要国の状況や政策の分析

ASEAN 主要国の産業の状況（市場規模、販売傾向、インフラ整備状況と物流コスト、産業人材育成機関の状況、サプライチェーン／バリューチェーン構造など）や振興策（国内税制、安全・環境規制、政府補助金など）を調査・分析する。

(e) 部品群／工程ごとのサプライチェーン／バリューチェーン分析

当該産業を構成する部品群／工程ごとにサプライチェーン／バリューチェーンの状況を把握し、インドネシアで製造されていない部品のマッピング等を行いつつ、競争力のある部品や工程を明らかにする。

④ 企業間ネットワークに関する統計的実証分析

【有識者による分析作業】

本分析については本調査のコンサルタントではなく有識者が行うことを見定している。コンサルタントは5. (2) ②に記載の情報・データの整理・収集を行うこととする。

企業活動は国内外の企業との複雑な企業間ネットワークの上に成り立っている。インドネシア企業のこのような企業間ネットワークの中で占める位置づけ、特徴を分析するため、インドネシア国内企業へのアンケート調査、ヒアリングを通じて、国内外の主要企業との取引実態（取引内容、取扱量、取扱品等）、調達内容（原材料の調達先、量、種類等）に関して企業から情報・データを収集する。

有識者においては、対象産業に関する企業の経営・取引状況データ等、企業間ネットワークに関する大規模なマイクロデータを活用し、統計的手法を適用した定量的なネットワーク分析を実施する予定。具体的には、インドネシアの企業が国内・外国企業いずれも含む企業と有するネットワークの実態、果たしている役割、ネットワークの構造と企業の業績の関連性（取引先の多様性と企業の成長性の関係、ネットワークの地理的差異による企業パフォーマンスへの影響、ネットワークを通じた波及効果の有無等）等について計量経済学の観点から実証分析を行う。

同分析を通じて、以下に関する考察を行う。

- ・企業の成長性が高い分野
- ・高い成長率を実現している企業が有するネットワークの特徴・要素
- ・上記を踏まえた政策へのインプリケーション、等

⑤ 分業・展開可能性のある産業工程に対する評価の確認

本邦/日系民間団体・企業との面談などを通じて、上記で抽出された「分業・展開可能性のある産業工程」に関わる業界団体や主要企業にヒアリングし、企業側から見た「分業・展開可能性のある産業工程」に対する「海外進出候補先」としての評価を把握する。特に進出先候補とする場合に当該地域環境における社会制度・物流インフラ（産業立地に欠かせない道路、港湾、運輸、物流などのインフラ整備のニーズや都市施設などの拠点整備）、その他社会基盤インフラ上もしくはそれ以外の課題について情報を収集、整理し、産業振興のための拠点やインフラ・物流整備の課題について分析を行うと共に、産業立地ポテンシャルについて比較検討する。

⑥ 対象産業振興のための人材育成ニーズの把握

対象産業セクターの地場企業やインドネシアへ進出している日系企業、商工会議所、JETRO 等を中心に質問票、ヒアリング等による調査を実施し、具体的な人材ニーズ、人材の需給状況、不足している技能分野等について、企業目線からの評価・課題分析を把握する。なお、企業や商工会議所、業界団体、JETRO 等へのヒアリングは可能な限り纏めて行い、複数回の訪問などは避けるよう配慮すること。

また、対象産業分野に関連した技術教育を行う教育機関の現状と課題を分析するため、教育の品質・カリキュラムの課題、産業界のニーズとのミスマッチの要因、産業界との連携、学生への就職支援状況、官民連携モデルでの人材育成の成功事例・展開可能性について教育機関から情報を収集する。これらを踏まえて、産業振興を推進するための人材育成の課題について分析し、課題解決に有効な対策を検討する。

⑦ 産業振興のための協力プログラムの提示

上記⑤までの結果を踏まえて、インドネシア政府が今後、産業工程の振興を推進するための課題及び対応の方向性について取りまとめ、JICA による中長期的な協力プログラムの目標、成果等を取りまとめる。なお、新規協力プログラムは、①外国/内国投資の増加、②地場企業のグローバルバリューチェーンとのリンクエージ・コネクティビティ強化、③生産性・国際競争力の強化、④産業人材育成等の観点から整理・検討を行うことが望ましい。

⑧ 産業対話の実施

上記の調査結果を踏まえ、今後インドネシアが更なる産業振興・集積を推進する

上でのコンセプトとして産業振興政策の提示と開発課題の提言を、JICAと共にインドネシア政府に提示するとともに、国内外の有識者と連携し、包括的な議論を行うための産業対話を実施する。

⑨ ドラフトファイナル・レポート（案）の作成・説明

中間報告（プレゼンテーション資料）の内容も含めて、第二次調査結果をドラフトファイナル・レポート（案）としてJICAに提出のうえ、併せて調査結果報告会を開催し、JICAに対して説明を行う。

(4) 第三次調査

① 企業間ネットワーク強化のためのパイロットプロジェクトの実施

企業間ネットワークの分析を通じて得られた企業間ネットワーク強化のための政策へのインプリケーションを踏まえて、本調査期間内に試験的に実施出来るものについてはパイロットプロジェクトとして実施し、そのインパクトを評価する。

パイロットプロジェクトとして実施する施策については分析結果や関係者との協議を踏まえて内容を固めることとし、プロポーザルにおいて経費見積もりは行わず、契約変更によって対応することとする。なお、パイロットプロジェクトとしては、商談会や企業間マッチング機会の提供等が考え得るが、調査の過程でJICAと相談の上決定することとする。

② 産業対話の実施

第二次調査、上記のパイロットプロジェクトの結果に基づき、インドネシア政府へのドラフト・ファイナル・レポート報告するための産業対話をJICAと共に開催し、説明及び協議を行う。

(5) 国内整理作業

第三次現地派遣結果に基づき、インドネシア政府の意見・コメントを踏まえ、ファイナル・レポートとしてとりまとめ、JICAに提出する。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ファイナル・レポートとし、最終成果品の提出期限は、2018年3月とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

- ・ インセブション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始 1 か月以内

部数：和文 3 部（JICA 5 部）、英文 15 部（JICA5 部、インドネシア政府 10 部）（簡易製本）

- ・ プログレス・レポート

記載事項：6. 業務の内容 (1) の調査状況、他調査進捗・結果を踏まえた (2) の方針

提出時期：調査開始 3 か月以内

部数：和文 3 部（JICA 5 部）、英文 15 部（JICA5 部、インドネシア政府 10 部）（簡易製本）

- ・ 企業間ネットワークの分析を行うための分析に必要なデータ

記載事項：5. 実施方針及び留意事項 (1) 実施体制に記載の通り。

提出時期：調査開始 6 か月以内

部数：ソフトデータのみ

- ・ ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査全体結果（ドラフト）

提出時期：調査開始 10 か月以内

部数：和文 3 部（JICA 5 部）、英文 15 部（JICA5 部、インドネシア政府 10 部）（簡易製本）

- ・ ファイナル・レポート

記載事項：調査全体成果（セットされた内容）

提出時期：調査開始 12 か月以内

部数：和文 5 部（JICA5 部）、英文 15 部（JICA5 部、インドネシア政府 10 部）（製本）、要約編和文 3 部（製本）、CD-R 3 部

(2) 調査に際して作成した図表・地図と元データ

5. 実施方針及び留意事項 (6) で作成した図表・地図と元データを併せて提出すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

2017 年 3 月より業務を開始し、2018 年 3 月にファイナルレポートを提出する。

2. 調査実施スケジュール（案）

	2017.3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2018.1	2018.2	2018.3
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
(1) 調査準備及びインセプション・レポートの説明・協議													
(2) 第一回調査													
① 産業対話（調査概要説明・有識者による発表）													
② 対象3業種の現在計画・プログラム等のレビューと情報収集													
③ 対象人材育成の現状・課題に関する分析													
④ 産業人材育成分野に係る現状と課題の確認													
⑤ 國際分業の可能性が高い産業工種の抽出の分析に関するデータの収集													
⑥ JICAによる当該分野での過去の案件のレビュー													
(3) 国内作業													
① 中間報告													
(4) 第二回調査－潜在性の高い有資産業・工程の抽出													
① 産業対話（第一次調査結果の共有）													
② 個別産業の分業構造の分析													
③ 國際分業の可能性が高い産業工種抽出のための分析													
④ 企業間ネットワークの分析													
⑤ 抽出された産業工種に対する国際分業拠点としての対象地域の評価													
⑥ 対象産業振興のための人材育成ニーズの把握													
⑦ 産業振興のための協力プログラムの検討													
⑧ 産業対話（第二次調査結果の共有）													
(5) 国内作業													
① 中間報告													
(6) 第三次調査													
① 調査結果報告・協議													
(7) 産業対話													
(8) ファイナルレポート作成													

 有識者  コンサルタント

3. 業務量の目処と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目処

合計 約 28.00M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合はプロポーザルにて提案することとする。

- ・ 総括/グローバルサプライチェーン（2号）
- ・ 産業政策（貿易・投資政策含む）（3号）
- ・ 国内産業分析（3号）
- ・ 産業人材育成
- ・ インフラ/物流整備

4. 参考資料等

インドネシア共和国中小企業人材育成計画調査（フェーズ2）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000173994.html>

インドネシア共和国 中小企業クラスター振興計画調査事前調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000245196.html>

輸出振興庁機能改善プロジェクト

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_0900218_2_s.pdf

貿易手続行政改善プロジェクト

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_0900219_1_s.pdf

5. 調査用資機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルにて理由を付して提案すること。

6. 現地再委託

「企業間ネットワークの分析」に必要なデータ・情報の収集については、現地再委託を想定している。現地再委託の実施・監督の方法、必要な現地再委託の内容と人月などについては調査開始後に有識者との協議を踏まえて内容を固める予定であるため、プロポーザルでは提示せず、本契約との関係においては契約変更によって対応する。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

また、上記に含まれていない業務について現地再委託を実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インドネシア事務所、在インドネシア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上